

プール教室受講者の皆様へ

いつも当センターをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、既にご案内の通りプール改修工事に伴い、現在受講いただいております各種プール教室は、プール利用休止期間(平成30年10月～平成30年12月まで)お休みとなります。

つきましては、お休み期間の受講料並びに解約手続き等につきましては、次の通りご案内いたしますのでご確認願います。

尚、プール教室以外の各種教室(卓球、ヨガ、ズンバ、そろばん、ヒップホップ等々)は通常通り開催いたします。

① 休止期間中の受講料引落(ゆうちょ口座)は、自動的に停止(手続き不要)いたします。

【引落中止】 9月27日引落分(10月受講料)～11月27日(12月受講料)まで

【引落再開】12月27日引落分(31年1月分受講料)から

② 教室の再開は平成31年1月8日(火)から通常通り行います。

注)あくまでもプール教室の一時休止であり、解約希望者は必ず手続き願います。

センターは休館日(第2・第4月曜日/当日が祝日の場合は翌日)を除き、通常通り営業しております。

平成30年8月10日

旭川市近文市民ふれあいセンター所長

プール回数券利用者の皆様へ

いつも当センターをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、既にご案内の通りプール利用休止に伴い、現在お持ちのプール回数券(有効期限が平成30年10月1日以降のもの)の有効期限日を3ヵ月間延長いたします。

つきましては、有効期限を経過しても破棄されないようお願い致します。

但し、該当する回数券をお持ちの方に限ります。

尚、プール利用休止期間に於いてはプール回数券の販売を中止とします。

<延長期間の例>(プール再開後に販売された回数券は対象外となります)

※単純に有効期限日の翌月から3ヵ月目の有効期限日までとする。

①回数券に記載ある有効期限日が『2018年10月15日』の場合

10月15日+(プラス)3ヶ月=1月15日まで延長されます

②回数券に記載ある有効期限日が『2018年12月10日』の場合

12月10日+(プラス)3ヶ月=3月10日まで延長されます

③有効期限がプール休止期間外『2019年1月15日』となっている場合

1月15日+(プラス)3ヶ月=4月15日まで延長されます

平成30年8月10日

旭川市近文市民ふれあいセンター所長